〈進路指導　知識⑤〉

障害支援区分について

○障害支援区分とは、「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの（**障害者総合支援法**）」になります。

○**区分１～６**まであり、数字が大きいほうが必要とされる支援の度合いが高いとされています。障害者手帳の区分とは異なります。

○高等部卒業を迎えるに当たり、障害福祉サービスを受けるためには、原則的に障害支援区分の認定を受ける必要があります。（一般就労に進む生徒、就労継続支援Ａ型、Ｂ型などの訓練等給付のサービスのみを受ける場合には、どうしても必要なものではありません。）

障害支援区分認定の手続き

① 訪問調査	居住地の市区町村に申請し、認定調査員による**訪問調査**を受けます。 **主治医の意見書（医師意見書）**も用意します。
② 一次判定	認定調査の結果と医師意見書をもとに、**コンピュータ判定を**行います。
③ 二次判定	一次判定の結果を受けて、認定調査員による特記事項や医師意見書を考慮し、二次判定（市区町村審査会）を行います。
④ 認定	一次判定**と**二次判定を経て、市区町村による認定が出され、申請者に通知されます。

◎調査は、基本的に自宅（住んでいるところ）で行いますが、学生の場合は、調査員に学校へ来てもらい、本人、保護者、担任を含む教員、関係機関（計画相談専門員など）と一緒に聞き取り調査を行うことが多いです（自宅以外での様子を伝える意味からも、調査員に来校いただくことを薦めています）。

調査の内容と種類

概況調査	本人・家族・介護者の状況、日中活動の状況、居住関連などに関する調査
障害区分認定調査（※）	障害者の心身の状況を把握するための 80 項目の調査(アセスメント)
特記事項	障害支援区分認定調査で把握しきれない本人の状況についての調査

※障害区分認定調査は、**全 80 項目**あり、大きく以下に分別されています。

1. 移動や動作等に関連する項目（12 項目）
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16 項目）
3. 意思疎通等に関連する項目（6 項目）
4. 行動障害に関連する項目（34 項目）
5. 特別な医療に関連する項目（12 項目）

ポイント

◎障害支援区分の基本原則として、**「障害の程度（重さ）」 ≠ 「必要とされる支援の量」**ではありません。例えば、以下の場合、

a. 障害が重度で、入浴できず清拭のみ行っている
b. 障害が軽度で、自分で入浴できるが、行為が不十分なため、全面的に支援者等がやり直している

ａもｂも支援の度合は「全面的な支援が必要」となります。

◎区分認定調査において、学校としてかかわりが持てるのは訪問調査の時だけとなります。80 項目の聞き取りでは、１人で確実にできること以外は、**「～をしてあげればできる」**とフォローが必要であることを支援の度合をよく知る教師の立場からしっかり伝えることが大切です。特記事項についても、**「今、このような進路で進めている」「○○事業所へ行きたいと考えている」**など、なるべく具体的な進路状況をお知らせすることでご配慮いただけることがあると考えます。

【リンク先】

・厚労省 HP：障害者支援区分の概要